

平成26年度

# 地域雇用創出推進事業

本事業は、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、中小企業基本法第2条の定めにより該当する三種町内に主たる事業所又は住所を有する事業所が行う、雇用創出事業並びに新規企業（事業所）等進出の経費に対して補助をする制度で、新たな雇用が見込まれる事業所が助成の対象となります。

なお、**本制度は、予算がなくなりしだい終了しますので、利用を予定される事業所はお早めにお申し込みをお願いいたします。**

詳細については、下記の問い合わせ窓口でご確認ください。

## ●事業内容

区分	①新規雇用奨励事業	②店舗等増改築事業	③機械設備投資事業	④営業車輛更新事業	⑤異業種参入・新規企業・起業支援事業
支援内容	人材の確保を図るため新たに社員を雇用した事業所に対して支援する。	事業所の増改築を行うことにより、売上げの増加や作業が効率化され、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する。	新規の設備投資や既存設備の更新により、新たな雇用が見込まれる事業所に対して支援する。	車輛の更新等により、営業活動が拡大されるなど、雇用の拡大が見込まれる事業所に対して支援する。	町内に新たな企業(事業所)を進出した場合、新規に起業した場合及び既存法人が異業種部門へ参入し新たな法人を設立した場合の支援
補助対象	町内事業所が、当該年度に町内に住所を有する新卒者及び離職者の正規社員を雇用する場合は定年に達する前5年以上の者又は非正規社員として、それぞれ1年を超える雇用契約をして採用した場合に助成	店舗・作業場・外構等の事業の用に供する建物等の増改築に要する経費	機械設備の新設及び既存設備と同等以上の設備投資に要する経費	営業活動に必要な新車購入に要する経費	雇用創出を図るため、町内在住者を新規に雇用した場合及び町内に新たに事業所を開設した場合
補助率及び補助額	正規社員の新卒者1人月額3万円、離職者1人月額2万円、非正規社員1人月額1万円とする。ただし、採用月から1人12ヶ月を限度とし支給する。	対象事業費の15%とし、1事業所50万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	対象事業費の15%補助とし、1事業所100万円を限度とする。ただし、対象事業費は50万円以上とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	車輛本体価格の15%とし、1事業所30万円を限度とする。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)	新規雇用者数1人につき10万円とし、100万円を限度とする。また、町内に新たな事業所を開設した場合は別に30万円を支給する。
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員採用時において、過去6ヶ月間に解雇を行っていないこととする。</li> <li>正規社員は週40時間、非正規社員は週30時間以上勤務を基本とするが、これによりがたい場合は、別途協議する。</li> <li>雇用台帳・雇用保険被保険者証の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修に際しては、町内業者を利用するものとする。</li> <li>店舗や事業所等との併用住宅の場合は、店舗や事業所等の部分について対象とする。ただし、共用部分は事業費を按分するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械設備は町内から購入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、理由を明記する。</li> <li>重機又は大型車輛に類するものについては社名・屋号を塗装等表示するものとする。</li> <li>営業車輛及び事務用機器は対象外とする。</li> <li>機械設備が中古品の場合は、別途協議する。</li> <li>リース契約等による分割支払いの場合は、補助対象外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業車輛は町内から購入するものとし、車輛に社名・屋号を塗装等表示するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議する。</li> <li>車検証の写し</li> <li>リース契約等による分割支払いの場合は、補助対象外とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町外から進出する場合は、本社の納税証明書を添付</li> <li>家族従事者等は雇用者の対象としない</li> <li>税務署へ事業開始の届け出をした事業所とする。</li> <li>既存の事業所内に新規事業所を開設し、その区分を明確にできない場合は、開設助成30万円の対象としない。</li> </ul>
件	<ul style="list-style-type: none"> <li>②～④は、事業の実施前に申請すること。(事業実施後の申請は、補助対象外。)</li> <li>税金等及び上下水道料並びに温泉使用料も完納していること。</li> <li>町内に主たる事業所又は住所を有しないものであっても、その事業態様等を勘案し町長が特に認めた場合は補助の対象とする。</li> <li>各事業とも雇用計画書を添付する。</li> <li>②～④までは消費税を含む</li> <li>補助額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。</li> <li>各メニューとも補助の限度額に関わらず、1事業所、年1回の申請となります。</li> </ul>				

◆問い合わせ窓口 三種町役場 商工観光交流課商工係 TEL 85-4830  
 三種町商工会 本所 TEL 83-3010  
 " 八竜支所 TEL 85-2349  
 " 琴丘支所 TEL 87-2319  
 ◆補助金申請窓口 三種町役場 商工観光交流課商工係